



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社デュアルタップ
代表者名 代表取締役社長 臼井 貴弘
(コード：3469 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問合せ先 取締役 経営企画室長 大野 慎也
(TEL. 03-6849-0055)

業績連動型株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬としての株式の発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 割当の概要

(1)	割当期日	2025 年 11 月 28 日
(2)	発行する株式の種類および数	当社普通株式 157,950 株
(3)	発行価額	1 株につき 870 円
(4)	発行価額の総額	137,416,500 円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※) 3 名 157,950 株 ※監査等委員である取締役を除く。

2. 発行の目的および理由

当社は、2024 年 8 月 28 日付の取締役会において、当社及び当社子会社の役職員(社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役等」といいます。)を対象に、対象取締役等が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定しました。また、2024 年 9 月 26 日開催の第 18 期定時株主総会において、本制度に基づき、業績連動型株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額について、対象取締役に対して、各対象期間(3 ヶ年の事業年度)につき年額 100,000 千円以内を支給することにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、各対象期間(3 ヶ年の事業年度)につき 250 千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)としております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 137,416,500 円(以下「本金銭報酬債権」という。)、普通株式 157,950 株を付与することといたしました。本新株発行において

は、割当契約に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。また、対象取締役に対して譲渡制限株式を交付するにあたり、金銭報酬債権および本株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とし、次の算式（本制限解除株式数×譲渡制限期間満了日の東京証券取引所における普通株式の終値の7分の3）により算出される金銭を交付いたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年11月28日から2028年11月27日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち経営上重要とする指標として当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標の達成度合い等に応じた数の普通株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する普通株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、割当契約に基づき調整する。

(3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任の場合を除く）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 対象取締役が退任した時点をもって、それぞれ次の①の数から②の数を引いた本割当株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

① 本割当株式数

② 本割当株式のうち譲渡制限の解除が確定している株数

4. 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

5. 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には本割当株式について、割当契約に基づき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年10月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である870円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上